

<h1>静岡市報</h1>	No. 12
	静岡市葵区追手町5番1号
	発行所 静岡市役所
	編集兼発行人 静岡市長
	発行日 毎月1日・随時

目 次

**条 例**

- 静岡市印鑑条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 静岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- 静岡市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- 静岡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- 静岡市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例・・ 11
- 静岡市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例・・ 12
- 静岡市改良住宅管理条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20
- 静岡市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例・・・・・・・・ 21
- 静岡市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・ 22

**規 則**

- 静岡市国民健康保険運営協議会規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・・・・・・・ 24
- 静岡市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例等施行規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25
- 静岡市廃棄物の処理及び清掃に関する規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・・・ 46
- 静岡市児童福祉法等施行細則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 49
- 静岡市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 54
- 静岡市消防局の組織等に関する規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・・・ 55
- 静岡市事務分掌規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 56
- 静岡市区役所事務分掌規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 64
- 静岡市保健所事務分掌規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 65

**人事委員会規則**

- 外国の地方公共団体の機関等に派遣される静岡市職員の処遇等に関する規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・67
- 静岡市会計年度任用職員の職務の級及び号給に関する規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・68

**教育委員会規則**

- 静岡市教育センター処務規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・75
- 静岡市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・・・・・・・76

**上下水道局管理規程**

- 静岡市企業職員の管理職手当に関する規程の一部を改正する規程・・・・・・・・・・・・78
- 静岡市上下水道局事務分掌規程の一部を改正する規程・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・79

**消防本部訓令**

- 静岡市消防署の組織等に関する規程の一部改正・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・84

**農業委員会告示**

- 静岡市農業委員会規程の一部改正・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・86

＜本号で登載された条例のあらまし＞

◇ 静岡市印鑑条例の一部を改正する条例（令和2年静岡市条例第6号）

成年被後見人等の権利の権限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、登録資格及び登録抹消について、所要の改正をすることとした。

---

◇ 静岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（令和2年静岡市条例第7号）

特定教育・特定保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準府令の一部改正に伴い、所要の改正をすることとした。

---

◇ 静岡市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（令和2年静岡市条例第8号）

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準省令の一部改正に伴い、園舎の基準を改めるとともに、職員配置に係る特例期間を延長するため、所要の改正をすることとした。

---

◇ 静岡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（令和2年静岡市条例第9号）

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準省令の一部改正に伴い、連携施設の確保の緩和及び経過措置の延長をするとともに、食事の提供の経過措置の範囲を拡大するため、所要の改正をすることとした。

---

◇ 静岡市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（令和2年静岡市条例第10号）

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準省令の一部改正に伴い、保育所の設備基準を改めるため、所要の改正をすることとした。

---

◇ 静岡市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例（令和2年静岡市条例第11号）

美幸町9-10番・伝馬町4番地区計画の都市計画決定に伴い、当該区域における建築物の制限を規定するとともに、日の出地区再開発地区整備計画区域及び恩田原・片山地区整備計画区域の建築物の制限を一部変更するため、所要の改正をすることとした。

---

## ◇ 静岡市改良住宅管理条例の一部を改正する条例（令和2年静岡市条例第12号）

有東団地改良住宅作業所の廃止に伴い、所要の改正をすることとした。

---

## ◇ 静岡市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（令和2年静岡市条例第13号）

地方自治法の一部が改正されたことに伴い、当該法律から引用する規定を整理するため、所要の改正を行うこととした。

---

## ◇ 静岡市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（令和2年静岡市条例第14号）

地方自治法の一部が改正されたことに伴い、当該法律から引用する規定を整理するため、所要の改正を行うこととした。

# 条 例

静岡市印鑑条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年2月21日

静岡市長 田 辺 信 宏

#### 静岡市条例第6号

静岡市印鑑条例の一部を改正する条例

静岡市印鑑条例（平成15年静岡市条例第106号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第2号を次のように改める。

(2) 意思能力を有しない者（前号に掲げる者を除く。）

第12条第1項第2号を次のように改める。

(2) 第2条第2項第2号に掲げる者となったとき。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

静岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年2月21日

静岡市長 田 辺 信 宏

#### 静岡市条例第7号

静岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

静岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年静岡市条例第109号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項中「この項、第19条及び第36条第3項において」を削る。

第35条第3項中「「除く」を「教育・保育給付認定子ども」に、「除き、特別利用保育を受ける者を含む」を「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む。）」に改める。

第36条第3項中「「を除く」を「教育・保育給付認定子ども」に、「及び特別利用教育を受ける者を除く」を「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）」に改める。

第50条中「教育・保育給付認定子ども」を「教育・保育給付認定子どもについて」に、「同じ。）」を「同じ。）について」に改め、「この項、第19条及び第36条第3項」を削り、「及び第19条」を「及び第19条において」に改める。

第51条第3項中「。次条第3項において同じ」を削り、「までを含む」の次に「。次条第3項において同じ」を加える。

第52条第3項中「特定満3歳未満保育認定子ども」を「特定満3歳以上保育認定子ども」に改め、「及び満3歳以上保育認定子ども」の次に「（政令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育給付認定子どもをいう。）」を加える。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

静岡市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年2月21日

静岡市長 田 辺 信 宏

#### 静岡市条例第8号

静岡市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

静岡市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年静岡市条例第107号）の一部を次のように改正する。

第10条第3項ただし書中「第2号から第8号までに」を「次に」に改める。

附則第3条中「5年間」を「10年間」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、附則第3条の改正規定は、令和2年4月1日から施行する。



静岡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年2月21日

静岡市長 田 辺 信 宏

#### 静岡市条例第9号

静岡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

静岡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年静岡市条例第108号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「適用しない」を「適用しないこととする」に改め、同条に次の2項を加える。

4 市長は、家庭的保育事業者等による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、同号の規定を適用しないこととすることができる。

5 前項の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であつて、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

(1) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第59条の2第1項の規定による助成を受けている者の設置する施設（法第6条の3第12項に規定する業務を目的とするものに限る。）

(2) 法第6条の3第12項及び第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であつて、法第6条の3第9項第1号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの

第16条第2項第4号中「乳幼児の食事」を「利用乳幼児の食事」に改め、「。附則第2条第2項において同じ」を削る。

第37条第2号中「(平成24年法律第65号)」を削る。

第45条中「第6条第1号」を「第6条第1項第1号」に改め、同条に次の1項を加える。

2 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、法第6条の3第12項第2号に規定する事業を行うものであって、市長が適当と認めるもの（附則第3条において「特例保育所型事業所内保育事業者」という。）については、第6条第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。

附則第2条第2項中「(第22条に規定する家庭的保育事業を行う場所において実施されるものに限る。)」を削る。

附則第3条中「家庭的保育事業者等」の次に「(特例保育所型事業所内保育事業者を除く。)」を加え、「5年」を「10年」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

静岡市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年2月21日

静岡市長 田 辺 信 宏

#### 静岡市条例第10号

静岡市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例  
静岡市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年静岡市条例第8号)  
の一部を次のように改正する。

第45条第8号中「次のイからクまでの」を「次に掲げる」に改め、同号ア中「建築基準法」を「耐火建築物(建築基準法)に、「又は」を「をいう。以下この号において同じ。)又は準耐火建築物(」に改め、「(同号ロ)を「をいい、同号ロ)に改め、「除く。)」の次に「(保育室等を3階以上に設ける建物にあっては、耐火建築物)」を加える。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

静岡市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年2月21日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第11号

静岡市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例  
静岡市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成20年静岡市条例第71号）  
の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

20	城東町地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された城東町地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域
----	-------------	---

を

」

「

20	城東町地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された城東町地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域
21	御幸町9-10番・伝馬町4番地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された御幸町9-10番・伝馬町4番地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域

に

改める。

別表第2の1日の出地区再開発地区整備計画区域の表中

C 街 区	建築物の容積率の最高限度	建築物の容積率は、10分の40以下としなければならない。	を
	建築物の壁面等の位置の制限	建築物の壁面等の位置は、計画図に示す位置としなければならない。	
	建築物の高さの最高限度	建築物の高さは、60メートル以下としなければならない。	
D 街 区	建築物の容積率の最高限度	建築物の容積率は、10分の40以下としなければならない。	を
	建築物の壁面等の位置の制限	建築物の壁面等の位置は、計画図に示す位置としなければならない。	
	建築物の高さの最高限度	建築物の高さは、60メートル以下としなければならない。	
E 街 区	建築物の壁面等の位置の制限	建築物の壁面等の位置は、計画図に示す位置としなければならない。	を
	建築物の高さの最高限度	建築物の高さは、30メートル以下としなければならない。	

C 街 区	建築物の壁面等の位置の制限	建築物の壁面等の位置は、計画図に示す位置としなければならない。	に
	建築物の高さの最高限度	建築物の高さは、30メートル以下としなければならない。	

改め、別表第2の19恩田原・片山地区整備計画区域の表を次のように改める。

19 恩田原・片山地区整備計画区域

A 地 区	建築物の用途 の制限	<p>1 次に掲げる建築物は、建築してはならない。</p> <p>(1) 住宅又は住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの</p> <p>(2) 共同住宅、寄宿舎又は下宿</p> <p>(3) 図書館</p> <p>(4) 診療所（患者を入院させる施設を有するものに限る。）</p> <p>(5) 特別養護老人ホーム</p> <p>(6) 保育所</p> <p>(7) 幼保連携型認定こども園</p> <p>(8) 畜舎</p> <p>2 1の規定にかかわらず、次に掲げる範囲内において建築する場合は、1(1)から(8)までに掲げる建築物を建築することができる。</p> <p>(1) 建築後の床面積の合計が、土地区画整理法第103条第1項の規定による換地処分又は同法第98条第1項の規定による仮換地指定を受けた土地の従前の土地（以下この表において「従前地」という。）に存していた建築物の静岡市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例（令和元年静岡市条例第17号）の施行の日（以下この表において「施行日」という。）における床面積の合計の1.2倍（新築（法第48条の規定に適合するものに限る。以下この表において同じ。）の場合にあっては、1.0倍）を超えないこと。</p> <p>(2) 建築後の1(1)から(8)までに掲げる用途に供する建築物の部分の床面積の合計が、従前地に存していた建築物の施行日におけるその部分の床面積の合計の1.2倍（新築の場合にあっては、1.0倍）を超えないこと。</p>
	建築物の壁面 等の位置の制 限	<p>1 建築物の外壁若しくはこれに代わる柱の面又は建築物に附属する門若しくは扉で高さが2メートルを超えるものは、道路（都市計画道路恩田原片山線を除く。）との境界線から1メ</p>

		<p>メートル以上、都市計画道路恩田原片山線との境界線から2メートル以上又は隣地境界線から0.5メートル以上離さなければならぬ。ただし、次に掲げる建築物又は建築物の部分（都市計画道路恩田原片山線との境界線から2メートル未満の区域に存するものを除く。）については、この限りでない。</p> <p>(1) 物置その他これに類する建築物で、軒の高さが2.3メートル以下かつ床面積の合計が5平方メートル以内であるもの</p> <p>(2) 壁を有しない自動車車庫その他これに類する建築物</p> <p>(3) ポーチその他これに類する建築物の部分で、高さが5メートル以下であるもの</p> <p>(4) 出窓の部分</p> <p>2 1の規定にかかわらず、施行日に現に存し、若しくは工事中の建築物について増築、大規模の修繕若しくは大規模の模様替をする場合における当該建築物の外壁若しくはこれに代わる柱の面の位置又は施行日に現に存し、若しくは工事中の門若しくは塀で高さが2メートルを超えるものの位置は、施行日に存し、又は工事中であった位置とすることができる。</p>
<p>B 地 区</p>	<p>建築物の用途 の制限</p>	<p>1 次に掲げる建築物以外は、建築してはならない。</p> <p>(1) 工場</p> <p>(2) 倉庫</p> <p>(3) 事務所</p> <p>(4) 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するものうち、その用途に供する部分の床面積の合計が150平方メートル以内かつ工場の用途に供する部分と構造上一体となっているもの</p> <p>(5) 展示場の用途に供するものうち、その用途に供する部分の床面積の合計が10,000平方メートル以下かつ全体の床面積の2分の1以下であり、工場の用途に供する部分と構造上一体となっているもの</p> <p>(6) 自動車車庫</p>

		<p>(7) 危険物の貯蔵又は処理に供するもの</p> <p>(8) 便所又は休憩所</p> <p>(9) 地方公共団体の支庁又は支所の用に供する施設</p> <p>(10) (1) から (9) までに掲げる建築物に附属するもの</p> <p>2 1の規定にかかわらず、次に掲げる範囲内において建築する場合は、1 (1) から (10) までに掲げる建築物以外の建築物を建築することができる。</p> <p>(1) 建築後の床面積の合計が、従前地に存していた建築物の施行日における床面積の合計の1.2倍（新築の場合にあっては、1.0倍）を超えないこと。</p> <p>(2) 建築後の1 (1) から (10) までに掲げる用途以外の用途に供する建築物の部分の床面積の合計が、従前地に存していた建築物の施行日におけるその部分の床面積の合計の1.2倍（新築の場合にあっては、1.0倍）を超えないこと。</p>
<p>建築物の敷地面積の最低限度</p>		<p>建築物の敷地面積は3,000平方メートル以上としなければならない。ただし、土地区画整理法第103条第1項の規定による換地処分又は同法第98条第1項の規定による仮換地指定を受けた土地で、所有権その他の権利に基づいてその全部を一の敷地として使用するものについては、この限りでない。</p>
<p>建築物の壁面等の位置の制限</p>		<p>1 建築物の外壁若しくはこれに代わる柱の面又は建築物に附属する門若しくは扉で高さが2メートルを超えるものは、道路（都市計画道路恩田原片山線及び都市計画道路片山宮川線並びに歩行者専用道を除く。）との境界線から2メートル（C地区との地区界に面する箇所にあつては、官民境界線（市が所有する道路、緑地及び河川と接する土地との境界線をいう。）から2メートル）以上、都市計画道路恩田原片山線及び都市計画道路片山宮川線との境界線から2メートル以上又は歩行者専用道との境界線若しくは隣地境界線から0.5メートル以上離さなければならない。ただし、次に掲げる建築物又は建築物の部分（都市計画道路恩田原片山線及び都市計画道路片山宮</p>



		<p>川線との境界線から2メートル未満の区域に存するものを除く。)については、この限りでない。</p> <p>(1) 物置その他これに類する建築物で、軒の高さが2.3メートル以下かつ床面積の合計が5平方メートル以内であるもの</p> <p>(2) 壁を有しない自動車車庫その他これに類する建築物</p> <p>(3) ポーチその他これに類する建築物の部分で、高さが5メートル以下であるもの</p> <p>(4) 出窓の部分</p> <p>2 1,000平方メートル以下の敷地に接する道路でその幅員(前面道路の反対側に公園、広場、水面その他これらに類するもの(東名高速道路区域を除く。以下この表において同じ。)がある場合においては当該公園、広場、水面その他これらに類するものの反対側の境界線までの水平距離をいう。以下この表において同じ。)が12メートル以上のものに対する1の適用については、同1中「から2メートル」とあるのは、「から0.5メートル」とする。</p> <p>3 1の規定にかかわらず、施行日に現に存し、若しくは工事中の建築物について増築、大規模の修繕若しくは大規模の模様替をする場合における当該建築物の外壁若しくはこれに代わる柱の面の位置又は施行日に現に存し、若しくは工事中の門若しくは塀で高さが2メートルを超えるものの位置は、施行日に存し、又は工事中であった位置とすることができる。</p>
C	建築物の敷地面積の最低限度	<p>建築物の敷地面積は135平方メートル以上としなければならない。ただし、土地区画整理法第103条第1項の規定による換地処分又は同法第98条第1項の規定による仮換地指定を受けた土地で、所有権その他の権利に基づいてその全部を一の敷地として使用するものについては、この限りでない。</p>
	建築物の壁面等の位置の制限	<p>1 建築物の外壁若しくはこれに代わる柱の面又は建築物に附属する門若しくは塀で高さが2メートルを超えるものは、道路(幅員が8メートル以上の道路を除く。)との境界線から1</p>

		<p>メートル以上又は幅員が8メートル以上の道路との境界線若しくは隣地境界線から0.5メートル以上離さなければならない。ただし、次に掲げる建築物又は建築物の部分については、この限りでない。</p> <p>(1) 物置その他これに類する建築物で、軒の高さが2.3メートル以下かつ床面積の合計が5平方メートル以内であるもの</p> <p>(2) 壁を有しない自動車車庫その他これに類する建築物</p> <p>(3) ポーチその他これに類する建築物の部分で、高さが5メートル以下であるもの</p> <p>(4) 出窓の部分</p> <p>2 1の規定にかかわらず、施行日に現に存し、若しくは工事中の建築物について増築、大規模の修繕若しくは大規模の模様替をする場合における当該建築物の外壁若しくはこれに代わる柱の面の位置又は施行日に現に存し、若しくは工事中の門若しくは塀で高さが2メートルを超えるものの位置は、施行日に存し、又は工事中であった位置とすることができる。</p>
	<p>建築物の高さの最高限度</p>	<p>建築物の高さは、10メートル以下としなければならない。</p>

別表第2に次のように加える。

21 御幸町9-10番・伝馬町4番地区整備計画区域

<p>A 地 区</p>	<p>建築物の用途の制限</p>	<p>次に掲げる建築物は、建築してはならない。</p> <p>(1) 法別表第2 (ほ) 項第2号に掲げるもの</p> <p>(2) 法別表第2 (り) 項第2号及び第3号に掲げるもの</p>
	<p>建築物の容積率の最高限度</p>	<p>建築物の容積率は、10分の70 (広場、集会所、ホール等の住民の交流の促進に資する公共的な屋内の空間として市長が必要があると認めるものの床面積の敷地面積に対する割合が100分の50以上である建築物にあつては10分の5を、都市再生特別措置法 (平成14年法律第22号) 第81条第2項第3号に規定する誘導施設として市長が必要があると認めるものの床面積の敷地面積に対する割合が100分の100以上である建築物にあつては10分の10</p>

	を加えた数値) 以下としなければならない。
建築物の容積率の最低限度	建築物の容積率は、10分の20以上としなければならない。
建築物の建蔽率の最高限度	建築物の建蔽率は、10分の7（法第53条第3項第2号に該当する建築物（同項第1号イに該当する建築物を除く。）にあつてはこれに10分の1を、同イに該当する建築物にあつてはこれに10分の2を加えた数値）以下としなければならない。
建築物の建築面積の最低限度	建築物の建築面積は、200平方メートル以上としなければならない。
建築物の壁面等の位置の制限	<p>建築物の外壁又はこれに代わる柱の面の位置は、次に掲げる位置としなければならない。</p> <p>(1) 都市計画道路静岡駅賤機線との境界線から2メートル以上となる位置</p> <p>(2) 市道御幸町伝馬町線及び市道御幸町東町線の歩道と車道の境界線として市長が定めた位置から4メートル以上となる位置</p>

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

静岡市改良住宅管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年2月21日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第12号

静岡市改良住宅管理条例の一部を改正する条例

静岡市改良住宅管理条例（平成15年静岡市条例第254号）の一部を次のように改正する。

別表2改良店舗等の表中

「

辰起町団地改良住宅作業所	静岡市葵区辰起町
有東団地改良住宅作業所	静岡市駿河区有明町

を

」

「

辰起町団地改良住宅作業所	静岡市葵区辰起町
--------------	----------

に

」

改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

静岡市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月13日

静岡市長 田 辺 信 宏

#### 静岡市条例第13号

静岡市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

静岡市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（平成15年静岡市条例第297号）の一部を次のように改正する。

第9条中「において」の次に「読み替えて」を加え、「第243条の2第8項」を「第243条の2の2第8項」に改める。

第10条の見出し及び同条第1号中「負担付の」を「負担付きの」に改める。

#### 附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

静岡市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月13日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第14号

静岡市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

静岡市病院事業の設置等に関する条例（平成15年静岡市条例第172号）の一部を次のように改正する。

第6条中「において」の次に「読み替えて」を加え、「第243条の2第8項」を「第243条の2の2第8項」に改める。

第7条の見出し及び同条第1号中「負担付の」を「負担付きの」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

# 規 則

静岡市規則第4号

静岡市国民健康保険運営協議会規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和2年2月25日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市国民健康保険運営協議会規則の一部を改正する規則

静岡市国民健康保険運営協議会規則（平成16年静岡市規則第41号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第2条第3項」を「第2条第4項」に改める。

第5条第3項中「第2条第1項各号」を「第2条第2項各号」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。



## 静岡市規則第5号

静岡市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例等施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和2年2月28日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例等施行規則の一部を改正する規則

静岡市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例等施行規則（平成18年静岡市規則第179号）の一部を次のように改正する。

目次中「特例訓練等給付費」の次に「、特例地域相談支援給付費」を加える。

第10条第1項中「介護給付費・訓練等給付費・特定障害者特別給付費・地域相談支援給付費支給（給付）決定通知書兼利用者負担額減額・免除等決定通知書」を「介護給付費・訓練等給付費・特定障害者特別給付費・地域相談支援給付費支給決定通知書兼利用者負担額減額・免除等決定通知書」に改める。

第13条第1項中「第24条第1項」の次に「又は第51条の9第1項」を加え、「介護給付費・訓練等給付費・特定障害者特別給付費支給変更申請書兼利用者負担額減額・免除等変更申請書」を「介護給付費・訓練等給付費・特定障害者特別給付費・地域相談支援給付費支給変更申請書兼利用者負担額減額・免除等変更申請書」に改め、同条第2項中「第24条第2項」の次に「又は第51条の9第2項」を加え、「介護給付費・訓練等給付費・特定障害者特別給付費支給変更決定通知書兼利用者負担額減額・免除等変更決定通知書」を「介護給付費・訓練等給付費・特定障害者特別給付費・地域相談支援給付費支給変更決定通知書兼利用者負担額減額・免除等変更決定通知書」に改める。

「第4章 特例介護給付費、特例訓練等給付費、計画相談支援給付費、特定障害者特別給付費及び特例特定障害者特別給付費の支給等」を「第4章 特例介護給付費、特例訓練等給付費、特例地域相談支援給付費、計画相談支援給付費、特定障害者特別給付費及び特例特定障害者特別給付費の支給等」に改める。

第26条の2第3項中「介護給付費・訓練等給付費・特定障害者特別給付費支給変更申請書兼利用者負担額減額・免除等変更申請書」を「介護給付費・訓練等給付費・特定障害者特別給付費・地域相談支援給付費支給変更申請書兼利用者負担額減額・免除等変更申請書」に改め、同

条第5項中「介護給付費・訓練等給付費・特定障害者特別給付費支給変更決定通知書兼利用者負担額減額・免除等変更決定通知書」を「介護給付費・訓練等給付費・特定障害者特別給付費・地域相談支援給付費支給変更決定通知書兼利用者負担額減額・免除等変更決定通知書」に改める。

第30条の2第1項中「、高額障害福祉サービス等給付費支給申請書（様式第28号の7）」を「支給決定障害者等に係る高額障害福祉サービス等給付費支給申請書（様式第28号の7）」に、同条第3項の規定による申請は特定給付対象者に係る高額障害福祉サービス等給付費支給申請書（様式第28号の7の2）に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「第1項」を「前項」に、「高額障害福祉サービス等給付費支給（不支給）決定通知書（様式第28号の8）」を「支給決定障害者等に係る高額障害福祉サービス等給付費支給（不支給）決定通知書（様式第28号の8）」又は特定給付対象者に係る高額障害福祉サービス等給付費支給（不支給）決定通知書（様式第28号の9）に、「支給決定障害者等」を「申請者」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項を同条第3項とする。

第42条中「、同法」を「又は支援法」に改め、「又は指定自立支援医療機関の担当する医療の種類の変更の申請」を削り、同条第1号中「指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療・精神通院医療）指定（指定更新・変更）申請書（病院又は診療所）」を「指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療・精神通院医療）指定（指定更新）申請書（病院・診療所）」に改める。

第44条の次に次の1条を加える。

（休止等の届出）

第44条の2 支援省令第63条の規定による届出は、指定自立支援医療機関（育成医療・更正医療・精神通院医療）休止等届出書（様式第54号の2）によるものとする。

第46条の3中「補装具費（購入・修理）支給申請書」を「補装具費（購入・借受け・修理）支給申請書」に改める。

第46条の4第2項中「販売」の次に「、貸付け」を加える。

様式第1号（表）中

「

障害基礎年金1級の受給の有無（就労継続支援のサービスを申請する者に限る。）	有・無
---------------------------------------	-----

を

」

「  

障害基礎年金1級の受給の有無（就労継続支援B型のサービスを申請する者に限る。）	有・無
---	-----

 に、  
 」

「  

訪問系・その他	<input type="checkbox"/> 居宅介護	
	<input type="checkbox"/> 重度訪問介護	

 を  
 」

「  

訪問系・その他	<input type="checkbox"/> 居宅介護	<input type="checkbox"/> 就労定着支援	
	<input type="checkbox"/> 重度訪問介護	<input type="checkbox"/> 自立生活援助	

 に  
 」

改め、同様式（裏）中

「  
 (※) 主治医の欄は、介護給付費又は地域移行支援（精神科病院（精神科病院以外の病院で精神病室が設けられているものを含む。）に入院している者に限る。）を申請する場合に記入すること。  
 を  
 」

「  
 (※) 主治医の欄は、介護給付費、訓練等給付費（共同生活援助に係るものであって入浴、排せつ又は食事等の介護の提供を受けることを希望する場合及び日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の利用を希望する場合に限る。）又は地域移行支援（精神科病院（精神科病院以外の病院で精神病室が設けられているものを含む。）に入院している者に限る。）を申請する場合に記入すること。  
 に  
 」

改める。

様式第5号中「介護給付費・訓練等給付費・特定障害者特別給付費・地域相談支援給付費支給（給付）決定通知書兼利用者負担額減額・免除等決定通知書」を「介護給付費・訓練等給付

費・特定障害者特別給付費・地域相談支援給付費支給決定通知書兼利用者負担額減額・免除等決定通知書」に、

「

支給（給付）決定障害者（保護者）氏名				支給決定に係る障害児氏名			
障害支援区分		支給（給付）決定年月日		障害支援区分の有効期間			
支給（給付）決定内容	サービスの種類	支援の内容及び支給（給付）量			有効期間		

を

「

支給決定障害者（保護者）氏名				支給決定に係る障害児氏名			
障害支援区分		支給決定年月日		障害支援区分の有効期間			
支給決定内容	サービスの種類	支援の内容及び支給量			有効期間		

に

改める。

様式第8号を次のように改める。

【様式は掲載省略】

様式第9号(表)中「介護給付費・訓練等給付費・特定障害者特別給付費支給変更申請書兼利用者負担額減額・免除等変更申請書」を「介護給付費・訓練等給付費・特定障害者特別給付費・地域相談支援給付費支給変更申請書兼利用者負担額減額・免除等変更申請書」に、

「

被保険者証の記号及び番号(※)		保険者名及び番号(※)	
-----------------	--	-------------	--

を」

「

被保険者証の記号及び番号(※)		保険者名及び番号(※)	
障害基礎年金1級の受給の有無(就労継続支援B型のサービスを申請する者に限る。)			有・無

に、」

「

訪問系・その他	<input type="checkbox"/> 居宅介護		
	<input type="checkbox"/> 重度訪問介護		

を」

「

訪問系・その他	<input type="checkbox"/> 居宅介護	<input type="checkbox"/> 就労定着支援	
	<input type="checkbox"/> 重度訪問介護	<input type="checkbox"/> 自立生活援助	

に、」

「

	<input type="checkbox"/> 就労移行支援
--	---------------------------------

を」

「

	<input type="checkbox"/> 宿泊型自立訓練
	<input type="checkbox"/> 就労移行支援
	<input type="checkbox"/> 就労移行支援(養成施設)

に、」

「

居住系	<input type="checkbox"/> 施設入所支援	<input type="checkbox"/> 共同生活援助（グループホーム）	を
-----	---------------------------------	--	---

」

「

居住系	<input type="checkbox"/> 施設入所支援	<input type="checkbox"/> 共同生活援助（グループホーム）	
地域相談支援	<input type="checkbox"/> 地域移行支援		
	<input type="checkbox"/> 地域定着支援		

」

サービス等利用計画又は個別支援計画を作成するために必要があるときは、障害支援区分認定に係る認定調査・概況調査の内容、サービス利用意向聴取の内容、市町村審査会における審査判定結果・意見及び医師意見書の全部又は一部を、静岡市から指定特定相談支援事業者、指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設又は指定一般相談支援事業者の関係人に提示することに同意します。

申請者氏名

改め、同様式（裏）中

「

（※）主治医の欄は、介護給付費を申請する場合に記入すること。

」

「

（※）主治医の欄は、介護給付費、訓練等給付費（共同生活援助に係るものであって入浴、排せつ又は食事等の介護の提供を受けることを希望する場合及び日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の利用を希望する場合に限る。）又は地域移行支援（精神科病院（精神科病院以外の病院で精神病室が設けられているものを含む。）に入院している者に限る。）を申請する場合に記入すること。

」

改める。

様式第10号中「介護給付費・訓練等給付費・特定障害者特別給付費支給変更決定通知書兼利

用者負担額減額・免除等変更決定通知書」を「介護給付費・訓練等給付費・特定障害者特別給付費・地域相談支援給付費支給変更決定通知書兼利用者負担額減額・免除等変更決定通知書」に改める。

様式第28号中

「

	就 労 継 続 支 援	年 月 日	付表10	を
--	-------------	-------	------	---

」

「

	就 労 継 続 支 援	年 月 日	付表10	に
	就 労 定 着 支 援	年 月 日	付表10の2	
	自 立 生 活 援 助	年 月 日	付表10の3	

」

改める。

様式第28号の2中

「

3	定款、寄付行為等及びその登記事項証明書又は条例等(当該指定に係る事業に関するものに限る。)	を
---	---	---

」

「

3	申請者の定款、寄附行為等(就労継続支援A型に限る。)及び登記事項証明書又は条例等(当該指定に係る事業に関するものに限る。)	に
---	---	---

」

改める。

様式第28号の3及び様式第28号の4を次のように改める。



【様式は掲載省略】

様式第28号の7中「高額障害福祉サービス等給付費支給申請書」を「支給決定障害者等に係る高額障害福祉サービス等給付費支給申請書」に改め、「添えて」の次に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第43条の5第1項に規定する」を加え、同様式の次に次の1様式を加える。

【様式は掲載省略】

様式第28号の8中「高額障害福祉サービス等給付費支給（不支給）決定通知書」を「支給決定障害者等に係る高額障害福祉サービス等給付費支給（不支給）決定通知書」に改め、「あった」の次に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第43条の5第1項に規定する」を加え、同様式の次に次の1様式を加える。

【様式は掲載省略】

様式第34号の4（表）中

「

1 抗HIV療法					
逆転写酵素阻害剤		非逆転写酵素阻害薬		プロテアーゼ阻害剤	
レトロビル (ZDV or AZT)	mg/日	ビラミュー ン (NVP)	mg/日	クリキシバン (IDV)	mg/日
ゼリット (d 4T)	mg/日	ストックリ ン (EFV)	mg/日	インビラーゼ (SQV-H GC)	mg/日
エピビル (3 TC)	mg/日	レスクリ プター (DL V)	mg/日	フォートベ イ (SQV- SGC)	mg/日
エムトリバ (FTC)	mg/日			ノービアソ フトカプセル (RTV)	mg/日
ヴァイデッ クスEC (d dI)	mg/日			ビラセプト (NFV)	mg/日
ハイビッド (ddC)	mg/日			レクシヴァ (FPV)	mg/日
ザイアジェ ン (ABC)	mg/日			カレトラ (L PV/R TV)	mg/日
コンビビル (COM: A ZT/3TC)	mg/日			レイアタツ ツ (ATV)	mg/日
エプジコム (EZC: A	mg/日				

医療の  
具体的  
方針

を

BC / 3 T C)					
ビリアード (TDF)	mg /				
ツルバダ (T VD : FTC / TDF)	mg / 日				

「

医療の 具体的 方針	1 抗HIV療法					
	逆転写酵素阻害剤		非逆転写酵素阻害薬		プロテアーゼ阻害剤	

に

改める。

様式第47号中「指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療・精神通院医療）指定（指定更新・変更）申請書（病院又は診療所）」を「指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療・精神通院医療）指定（指定更新）申請書（病院・診療所）」に、

「

	所在地	
--	-----	--

を

」

「

	所在地	
	医療機関コード	

に、

」

「

自立支援医療を行うための入院設備の定員	人	役員の氏名、生 年月日及び住所	
---------------------	---	--------------------	--

を

」

「

自立支援医療を行うための入院設備の定員	人
---------------------	---

に

」

改める。

様式第48号中

「

	所在地	
--	-----	--

を

」

「

	所在地	
	薬局コード	

に、

」

「

調剤のために必要な設備及び体制の概要	
役員の氏名、生年月日及び住所	

を

」

「

調剤のために必要な設備及び体制の概要	
--------------------	--

に

」

改める。

様式第49号中



「

	職員の定数	
役員の名、生年月日及び住所		

を  
」

「

	指定訪問看護ステーションコード	
	職員の定数	

に  
」

改める。

様式第54号を次のように改める。

【様式は掲載省略】

様式第54号の次に次の1様式を加える。

【様式は掲載省略】

## 附 則

## (施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

## (経過措置)

- 2 この規則の施行の際、現に改正前の静岡市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例等施行規則（以下「旧規則」という。）の様式により提出されている文書は、この規則による改正後の静岡市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例等施行規則の相当様式により提出された文書とみなす。
- 3 この規則の施行の際、現に旧規則の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

## 静岡市規則第6号

静岡市廃棄物の処理及び清掃に関する規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和2年3月5日

静岡市長 田 辺 信 宏

## 静岡市廃棄物の処理及び清掃に関する規則の一部を改正する規則

静岡市廃棄物の処理及び清掃に関する規則（平成25年静岡市規則第38号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項第4号中「第7条第5項第4号へ、リ及びヌ」を「第7条第5項第4号ト、ヌ及びル」に改め、同項第5号中「第7条第5項第4号へ、リ及びヌ」を「第7条第5項第4号ト、ヌ及びル」に、「ヌまで」を「ルまで」に改める。

第38条及び第39条中「において」の次に「読み替えて」を加える。

第41条第1項中「省令第2条の7の届出書」の次に「、省令第2条の8第2項の届出書」を加え、「及び省令第10条の24の届出書」を「、省令第10条の10の3の2第1項の届出書、省令第10条の24の届出書及び省令第10条の24の2第1項の届出書」に改め、同条第2項中「及び省令第12条の11の3の届出書」を「、省令第5条の5の3の2第2項の届出書、省令第12条の11の3の届出書及び省令第12条の11の3の2第1項の届出書」に改める。

様式第7号中「ヌまでに掲げる者でないこと」を「ルまでに該当しない者であること」に改める。

様式第14号第3面、様式第15号第2面、様式第33号第2面及び様式第37号（裏）中「第7条第5項第4号チ」を「第7条第5項第4号リ」に改める。

様式第47号及び様式第48号中「において」の次に「読み替えて」を加える。

様式第50号中

「

欠格要件に該当するに至ったので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条の2第4項（第14条の2第3項において準用する第7条の2第4項・第14条の5第3項において準用する第7条の2第4項）の規定により次のとおり届け出ます。

」

「

欠格要件に該当するに至ったので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」  
 第7条の2第4項（第14条の2第3項において読み替えて準用する第7条の  
 という。）  
 第7条の2第5項（第14条の2第3項において読み替えて準用する第7条の  
 2第4項・第14条の5第3項において読み替えて準用する第7条の2第4項）  
 の規定  
 2第5項・第14条の5第3項において読み替えて準用する第7条の2第5項）  
 により次のとおり届け出ます。

に、

」

「

該当するに至った欠格要件 （一般廃棄物処理業）	法第7条第5項第4号 （イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、チ、リ、ヌ）
----------------------------	-----------------------------------

を

」

「

該当するに至った欠格要件 （一般廃棄物処理業）	法第7条第5項第4号 （ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、リ、ヌ、ル）
----------------------------	-----------------------------------

に

」

改め、同様式（注）3を同（注）4とし、同（注）2を同（注）3とし、同（注）1中「第7  
 条第5項第4号トに係る」を「第7条第5項第4号イ又はチに係る」に、「第7条第5項第4号  
 ト又は」を「第7条第5項第4号イ若しくはチ又は」に改め、同1を同（注）2とし、同（注）  
 に1として次のように加える。

- 1 法第7条の2第5項（法第14条の2第3項及び法第14条の5第3項において読み替え  
 て準用する場合を含む。）の規定による届出については、「該当するに至った欠格要件」、  
 「当該欠格要件に該当するに至った具体的事由」及び「当該欠格要件に該当するに至っ  
 た年月日」の欄の記載を要しない。

様式第51号中

「

欠格要件に該当するに至ったので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条第6  
 項（第15条の2の6第3項において準用する第9条第6項）の規定により次のとおり を  
 届け出ます。

」

「

欠格要件に該当するに至ったので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」  
 第9条第6項（第15条の2の6第3項において読み替えて準用する第9条第  
 という。）  
 第9条第7項（第15条の2の6第3項において読み替えて準用する第9条第 に、  
 6項）  
 の規定により次のとおり届け出ます。  
 7項）

」

「

該当するに至った欠格要件 （一般廃棄物処理施設）	法第7条第5項第4号 （イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、チ、リ、ヌ）
-----------------------------	-----------------------------------

を

」

「

該当するに至った欠格要件 （一般廃棄物処理施設）	法第7条第5項第4号 （ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、リ、ヌ、ル）
-----------------------------	-----------------------------------

に

」

改め、同様式（注）3を同（注）4とし、同（注）2を同（注）3とし、同（注）1中「第7条第5項第4号トに係る」を「第7条第5項第4号イ又はチに係る」に、「第7条第5項第4号ト又は」を「第7条第5項第4号イ若しくはチ又は」に改め、同1を同（注）2とし、同（注）に1として次のように加える。

- 1 法第9条第7項（法第15条の2の6第3項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による届出については、「該当するに至った欠格要件」、「当該欠格要件に該当するに至った具体的事由」及び「当該欠格要件に該当するに至った年月日」の欄の記載を要しない。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際、現に改正前の静岡市廃棄物の処理及び清掃に関する規則の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。



## 静岡市規則第7号

静岡市児童福祉法等施行細則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和2年3月5日

静岡市長 田 辺 信 宏

## 静岡市児童福祉法等施行細則の一部を改正する規則

静岡市児童福祉法等施行細則（平成15年静岡市規則第110号）の一部を次のように改正する。

第6条中「第12条第4項」を「第12条第5項」に改める。

第6条の2の2第2項を次のように改める。

- 2 施行規則第7条の9第2項第2号の規定による同条第1項第8号又は第9号に規定する事項を証する書類は、重症患者認定申告書（様式第5号の2の4）によるものとする。

第6条の2の2第3項中「施行規則第7条の9第1項第10号」を「同条第1項第10号」に改める。

第9条の10の2第4項中「第1条の2の5」を「第1条の2の7」に改める。

第9条の13第1項中「第21条の5の19第1項、第24条の13」を「第21条の5の20第3項、第24条の13第3項」に改め、同条第2項中「第21条の5の19第1項」を「第21条の5の20第3項」に、「第21条の5の19第2項」を「第21条の5の20第4項」に改める。

第9条の15中「第21条の5の24」を「第21条の5の25」に改める。

第9条の16第1項中「第21条の5の25第2項」を「第21条の5の26第2項」に、「第21条の5の25第4項」を「第21条の5の26第4項」に改め、同条第2項中「第21条の5の25第3項」を「第21条の5の26第3項」に改める。

第18条第1項中「第4項」を「第5項」に改める。

第33条第1項中「及び第3項」を削り、「又は障害福祉サービス」を「若しくは障害福祉サービス」に、「又は第6項」を「若しくは第6項」に、「又は法第27条第2項」を「、同条第2項」に改め、「委託措置」の次に「又は法第33条の6第1項に規定する児童自立生活援助の実施」を加え、同条第2項中「第1項」を「前項」に改める。

第33条の2第1項中「又は第3項」を削る。

第34条第1項中「又は障害福祉サービス」を「若しくは障害福祉サービス」に、「又は第6項」を「若しくは第6項」に、「又は法第27条第2項」を「、同条第2項」に改め、「委託措置」の次に「又は法第33条の6第1項に規定する児童自立生活援助の実施」を加える。

様式第5号中「第12条第4項」を「第12条第5項」に改める。

様式第5号の2の4を次のように改める。

【様式は掲載省略】

様式第5号の4（表）及び様式第5号の10（表）中

「

<input type="checkbox"/> 保育所等訪問支援		を
-----------------------------------	--	---

」

「

<input type="checkbox"/> 居宅訪問型児童発達支援		に
<input type="checkbox"/> 保育所等訪問支援		

」

改める。

様式第8号の2中

「

フリガナ		生年月日	年 月 日	を
給付申請に係る児童氏名		続柄		

」

「

フリガナ		生年月日	年 月 日	に
給付申請に係る児童氏名	個人番号：	続柄		

」

改める。

様式第8号の9中

「

フリガナ	続柄		を
給付決定に係る児童氏名	生年月日	年 月 日	

」

「

フリガナ	続柄	
------	----	--

」

給付決定に係 る児童氏名	個人番号：	生年 月日	年 月 日	に
-----------------	-------	----------	-------	---

改める。

様式第8号の10中

「

フリガナ		続柄		
給付決定に係 る児童氏名		生年 月日	年 月 日	を

」

「

フリガナ		続柄		
給付決定に係 る児童氏名	個人番号：	生年 月日	年 月 日	に

」

改める。

様式第8号の18中「第21条の5の19第1項」を「第21条の5の20第3項」に、「第24条の13」を「第24条の13第3項」に改める。

様式第8号の21中「第21条の5の25第2項」を「第21条の5の26第2項」に、「第21条の5の25第4項」を「第21条の5の26第4項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 静岡市規則第8号

静岡市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和2年3月13日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

静岡市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（平成15年静岡市規則第29号）の一部を次のように改正する。

様式第2号（注）2中「権利は、」の次に「これを行行使することができる時から」を加え、「行わない」を「行行使しない」に改める。

様式第3号（注）2中「権利は、」の次に「これを行行使することができる時から」を加え、「行わない」を「行行使しない」に改める。

## 附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

## 静岡市規則第9号

静岡市消防局の組織等に関する規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和2年3月13日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市消防局の組織等に関する規則の一部を改正する規則

静岡市消防局の組織等に関する規則（平成15年静岡市規則第245号）の一部を次のように改正する。

第2条の表を次のように改める。

部名	課名	係名
消防部	消防総務課	総務・調整係 人事係 人材育成係 企画・広域運営係
	財産管理課	企画係 施設係 装備係
	予防課	予防係 危険物規制係 火災調査係 保安係
	査察課	消防同意係 査察係
警防部	警防課	企画係 災害対策係 消防団係
	救急課	企画係 指導係
	指令課	通信管理係 指令第1係 指令第2係
	航空課	航空消防係 航空運航係 航空整備係

第3条消防総務課の所掌事務（22）中「局及び」を削る。

第3条財産管理課の所掌事務中（6）を（7）とし、（3）から（5）までを（4）から（6）までとし、同所掌事務（2）中「(水利施設を除く。)」を削り、同所掌事務中（2）を（3）とし、（1）を（2）とし、（2）の前に次のように加える。

（1）消防施設等（水利施設を除く。以下同じ。）の効率的な資産管理の推進に係る企画及び調整に関すること。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

## 静岡市規則第10号

静岡市事務分掌規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和2年3月13日

静岡市長 田 辺 信 宏

## 静岡市事務分掌規則の一部を改正する規則

静岡市事務分掌規則（平成17年静岡市規則第10号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号の表を次のように改める。

公室又は総室名	課名	係名
市長公室	秘書課	秘書係
	広報課	報道広報係 広報紙係 広聴係 シティプロモーション係
	総務課	総務・調整係 組織・文書管理係 行財政改革推進係
	コンプライアンス推進課	行政手続・審理係 内部統制係
	政策法務課	法規係 訟務係
	人事課	人事第1係 人事第2係 給与係 人材育成係
	ICT推進課	情報化推進係 情報セキュリティ係 住民情報システム係 内部情報システム係
	職員厚生課	安全衛生推進係 福利係
危機管理総室	危機管理課	総務係 計画係 対策係 防災施設係

第3条第2号の表を次のように改める。

課名	係又は室名
企画課	総合計画推進・調整係 地方創生推進係 移住・定住推進係 分権・広域連携推進係 統計係
アセットマネジメント推進課	公共資産経営係 公民連携推進係 清水庁舎建設室

第3条第4号の表中



「

男女参画・多文化共生課	男女共同参画推進係 多文化共生推進係	を
-------------	--------------------	---

」

「

男女共同参画課	男女共同参画係	に
---------	---------	---

」

改め、同条第5号の表中

「

観光・国際交流課	調整係 観光企画係 東海道歴史街道係 観光施設係 MICE・国際係	を
----------	-----------------------------------	---

」

「

観光・MICE推進課	調整係 MICE・観光企画係 観光振興係 東海道歴史街道係 観光施設係	に
国際交流課	国際化推進係 多文化共生推進係	

」

改め、同条第7号の表中

「

保健衛生医療部	保健医療課	保健医療係 医療事業係 清水病院経営支援室	を
---------	-------	-----------------------	---

」

「

保健衛生医療部	保健衛生医療課	保健医療係 医療事業係 市立病院・公営企業係 簡易水道係	に
---------	---------	------------------------------	---

」

改め、同条第8号の表中

「

こども園課	総務係 管理第1係 管理第2係 幼児教育・保育推進係 上土こども園 安倍口こども園 安倍口中央こども園 安東こども園 新富町こども園 瀬名川
-------	--

」

	<p>こども園 田町こども園 長沼こども園 中藁科こども園 西奈こども園 服織こども園 服織中央こども園 藁科こども園 大谷こども園 小黒こども園 久能こども園 下川原こども園 高松こども園 東新田こども園 登呂こども園 中田こども園 中村町こども園 東豊田こども園 東豊田中央こども園 広野こども園 富士見台こども園 丸子こども園 用宗こども園 八幡こども園 飯田北こども園 飯田南こども園 庵原こども園 入江こども園 有度北こども園 有度西こども園 興津北こども園 興津南こども園 小島こども園 折戸こども園 川原こども園 小河内こども園 駒越こども園 清水こども園 高部こども園 高部中央こども園 辻こども園 西久保こども園 原こども園 三保こども園 横砂こども園 和田島こども園 蒲原西部こども園 蒲原東部こども園 入山こども園 由比こども園 由比中央こども園 葵待機児童園 駿河待機児童園 清水待機児童園</p>	を
--	---	---

こども園課	<p>総務係 管理第1係 管理第2係 幼児教育・保育推進係 上土こども園 安倍口こども園 安倍口中央こども園 安東こども園 瀬名川こども園 田町こども園 長沼こども園 中藁科こども園 西奈こども園 服織こども園 服織中央こども園 藁科こども園 大谷こども園 小黒こども園 久能こども園 下川原こども園 高松こども園 東新田こども園 登呂こども園 中田こども園 中村町こども園 東豊田こども園 東豊田中央こども園 広野こども園 富士見台こども園 丸子こども園 用宗こども園</p>	に
-------	---	---

園 八幡こども園 飯田北こども園 飯田南こども園 園 庵原こども園 入江こども園 有度北こども園 有度西こども園 興津北こども園 小島こども園 折戸こども園 川原こども園 小河内こども園 駒越こども園 清水こども園 高部こども園 高部 中央こども園 辻こども園 西久保こども園 原こ ども園 三保こども園 横砂こども園 和田島こど も園 蒲原西部こども園 蒲原東部こども園 入山 こども園 由比こども園 由比中央こども園 葵待 機児童園 駿河待機児童園 清水待機児童園
---

改め、同条第9号の表中

海洋文化都 市推進本部	政策係 海洋文化拠点施設建設室 海洋産業係 開 港120周年事業推進室 ウォーターフロント振興係	を
----------------	---	---

海洋文化都 市推進本部	政策係 施設係 海洋文化施設建設室 海洋産業係 ウォーターフロント振興係	に、
----------------	---	----

農地利用課	農地集積係 農振係	を
農地整備課	総務係 管理係 農道水路係 農業集落排水係	

農地利用課	総務係 農地集積係 農振係	に
農地整備課	総務係 土地改良推進係 管理係 農道水路係 農 業集落排水係	

改め、同条第10号の表中

「

交通政策課	生活交通係 企画係 管理係 自転車のまち推進係
-------	-------------------------

を

」

「

交通政策課	生活交通係 企画係 次世代交通推進係 管理係 自転車のまち推進係
-------	-------------------------------------

に

」

改め、同条第11号の表を次のように改める。

部名	課名	係又は室名
土木部	建設政策課	調整係 総務用地係 土木防災係 地籍第1係 地籍第2係
	技術政策課	研修・積算係 検査係 企画係
	土木管理課	総務・道路台帳係 登記係 占用第1係 占用第2係 境界係
	河川課	巴川総合治水対策係 計画係 維持管理係 工事係
道路部	道路計画課	総務係 道路企画係 道路整備係 高規格道路推進係 中央新幹線関連道路推進室
	道路保全課	総務係 管理係 維持計画第1係 維持計画第2係 交通安全施設係
	葵南道路整備課	総務係 用地係 維持第1係 維持第2係 工事第1係 工事第2係 工事第3係 工事第4係
	葵北道路整備課	総務用地係 維持係 工事係
	駿河道路整備課	総務係 用地係 維持第1係 維持第2係 工事第1係 工事第2係 工事第3係
	清水道路整備課	総務係 用地係 維持第1係 維持第2係 工事第1係 工事第2係 工事第3係 工事第4係

第4条総務課の所掌事務に次のように加える。

(27) 局の庶務に関すること。

第4条企画課の所掌事務に次のように加える。

(27) 局の庶務に関すること。

第4条アセットマネジメント推進課の所掌事務（6）中「の準備」を削る。

第4条税制課の所掌事務（3）中「株式等譲渡所得割交付金」の次に「、分離課税所得割交付金、法人事業税交付金」を加え、「特別地方消費税交付金、自動車取得税交付金」を「環境性能割交付金」に改める。

第4条市民自治推進課の所掌事務（2）を次のように改める。

（2）災害弔慰金、災害障害見舞金、災害見舞金等の支給の総括に関する事。

第4条市民自治推進課の所掌事務中（12）を（15）とし、（3）から（11）までを（6）から（14）までとし、（2）の次に次のように加える。

（3）災害援護資金の貸付けの総括に関する事。

（4）災害救助経費の請求に関する事。

（5）水難救護に関する事（他の課かいの所管に属するものを除く。）。

第4条市民自治推進課の所掌事務に次のように加える。

（16）局の庶務に関する事。

第4条中男女参画・多文化共生課の所掌事務を男女共同参画課の所掌事務とし、同所掌事務中（7）から（9）までを削る。

第4条生活安心安全課の所掌事務（8）を次のように改める。

（8）消費者教育の推進に関する事。

第4条生活安心安全課の所掌事務（11）中「消費生活相談」を「消費生活に係る相談」に改め、同所掌事務（20）中「市民相談」の次に「、行政相談委員及び交通事故相談所」を加え、同所掌事務中（21）及び（22）を削り、（23）を（21）とする。

第4条中観光・国際交流課の所掌事務を観光・MICE推進課の所掌事務とし、同所掌事務（7）及び（8）を削り、同所掌事務（9）中「姉妹都市」を「国内の姉妹都市」に改め、同所掌事務中（9）を（7）とし、（10）を（8）とし、（11）を削り、同所掌事務に次のように加える。

（9）局の庶務に関する事。

第4条歴史文化課の所掌事務の前に次のように加える。

#### 国際交流課

（1）国際化の推進に係る企画及び調整に関する事。

（2）国際交流及び国際協力に関する事。

（3）海外の姉妹都市に関する事。

（4）静岡市国際交流協会との連絡調整に関する事。

(5) 多文化共生推進の企画、調査及び調整に関すること。

(6) 多文化共生推進の事業に関すること。

(7) 多文化共生協議会に関すること。

第4条環境創造課の所掌事務に次のように加える。

(16) 局の庶務に関すること。

第4条中保健医療課の所掌事務を保健衛生医療課の所掌事務とし、同所掌事務中(24)を(26)とし、(23)の次に次のように加える。

(24) 簡易水道事業に関すること。

(25) 飲料水供給施設等に関すること。

第4条子ども未来課の所掌事務に次のように加える。

(14) 局の庶務に関すること。

第4条幼保支援課の所掌事務(4)及び(5)中「子どものための教育・保育給付」の次に「及び子育てのための施設等利用給付」を加え、同所掌事務(8)中「私立保育所」を「私立保育所等」に改め、同所掌事務中(9)を削り、(10)を(9)とし、(9)の次に次のように加える。

(10) 子どもに係る福祉電算システムに関すること。

第4条海洋文化都市推進本部の所掌事務(14)を削る。

第4条交通政策課の所掌事務中(17)を(18)とし、(2)から(16)までを(3)から(17)までとし、(1)の次に次のように加える。

(2) 次世代の公共交通に係る施策の推進に関すること。

第4条開発指導課の所掌事務に次のように加える。

(13)所有者不明土地に係る情報の提供に関すること(他の課かいの所管に属するものを除く。)

第4条市街地整備課の所掌事務(4)を削る。

第4条技術政策課の所掌事務中(4)を削り、(5)を(4)とし、(6)を(5)とし、(7)を(6)とし、(6)の次に次のように加える。

(7) 建設工事に関連する委託業務の検査に関すること。

第4条技術政策課の所掌事務に次のように加える。

(10) 建設工事の品質確保に係る企画に関すること。

第4条道路保全課の所掌事務(5)及び(6)を次のように改める。

(5) 道路構造物の維持管理計画に関すること。

(6) 道路附属施設の維持管理計画に関すること。

第4条道路保全課の所掌事務中（7）を削り、（8）を（7）とし、（9）から（11）までを（8）から（10）までとする。

第4条の2第3号中「連絡及び総合調整」を「連絡調整及び取りまとめ」に改める。

第8条第2項中「飼育係」を「飼育第1係  
飼育第2係」に改める。

第9条第4項中第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

（4）介護保険法に定める地域支援事業（保健に関する事業を除く。）に関すること（市長が定めるものに限る。）。

第13条の2第1項中「病院事業条例」を「静岡市病院事業の設置等に関する条例（平成15年静岡市条例第172号）」に改め、同条第2項中「治験管理室」を「治験・臨床研究管理室」に改め、同条第4項中「、治験管理室」を「、治験・臨床研究管理室」に改め、同項中治験管理室の所掌事務を治験・臨床研究管理室の所掌事務とする。

第23条第2項中「、シティプロモーションの推進に関する事務を処理するため総務局市長公室に戦略広報監を」を削り、「まちは劇場推進監を」の次に「、健康長寿に係る政策の推進に関する事務を処理するため保健福祉長寿局に健康長寿推進監を」を加え、同条第3項及び第4項中「戦略広報監、まちは劇場推進監」を「まちは劇場推進監、健康長寿推進監」に改める。

第26条第1項、第3項及び第4項中「治験管理室長」を「治験・臨床研究管理室長」に改める。

第27条及び第28条を次のように改める。

第27条及び第28条 削除

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

（静岡市がん対策推進協議会規則の一部改正）

2 静岡市がん対策推進協議会規則（平成31年静岡市規則第14号）の一部を次のように改正する。

第4条中「保健福祉長寿局保健衛生医療部保健医療課」を「保健福祉長寿局保健衛生医療部保健衛生医療課」に改める。

## 静岡市規則第11号

静岡市区役所事務分掌規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和2年3月13日

静岡市長 田 辺 信 宏

## 静岡市区役所事務分掌規則の一部を改正する規則

静岡市区役所事務分掌規則（平成17年静岡市規則第11号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号の表中

「

地域総務課	総務・調整係 防災・防犯係 地域振興係 区民生 活係	を
-------	-------------------------------	---

」

「

地域総務課	総務係 防災・防犯係 地域振興係 区民生活係	に
-------	------------------------	---

」

改める。

第4条戸籍住民課の所掌事務中（8）を削り、（9）を（8）とし、（10）から（25）までを（9）から（24）までとする。

第4条保険年金課の所掌事務に次のように加える。

（5）おくやみ窓口に関すること。

第4条井川支所、長田支所及び蒲原支所の所掌事務中（21）を削り、（22）を（21）とし、（23）から（34）までを（22）から（33）までとする。

第4条子育て支援課の所掌事務（9）中「待機児童園の保育料」を「待機児童園使用料」に改め、同所掌事務（10）中「子どものための教育・保育給付」の次に「及び子育てのための施設等利用給付」を加える。

## 附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。



## 静岡市規則第12号

静岡市保健所事務分掌規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和2年3月13日

静岡市長 田 辺 信 宏

## 静岡市保健所事務分掌規則の一部を改正する規則

静岡市保健所事務分掌規則（平成16年静岡市規則第13号）の一部を次のように改正する。

第4条生活衛生課の所掌事務中（7）及び（8）を削り、（9）を（7）とし、（10）から（22）までを（8）から（20）までとする。

第4条食品衛生課の所掌事務中（10）を（11）とし、（9）の次に次のように加える。

（10）農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第57号）に関すること。

## 附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

# 人事委員会規則

## 静岡市人事委員会規則第1号

外国の地方公共団体の機関等に派遣される静岡市職員の処遇等に関する規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和2年2月28日

静岡市人事委員会

委員長 青島伸雄

外国の地方公共団体の機関等に派遣される静岡市職員の処遇等に関する規則の一部を改正する規則

外国の地方公共団体の機関等に派遣される静岡市職員の処遇等に関する規則（平成17年静岡市人事委員会規則第22号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第22条第1項」を「第22条」に改める。

第3条第3項中「次の各号に定めるところによる」を「一般の派遣職員が、静岡市職員の給与に関する条例（平成15年静岡市条例第50号。以下「給与条例」という。）第6条第3項の規定、静岡市教育職員の給与に関する条例（平成15年静岡市条例第259号。以下「教育職員給与条例」という。）第6条第3項の規定又は静岡市立小学校及び中学校の教育職員等の給与に関する条例（平成29年静岡市条例第12号。以下「小中学校教育職員給与条例」という。）第5条第3項の規定により標準号給数（給与条例第6条第4項に規定する人事委員会規則で定める基準、教育職員給与条例第6条第4項に規定する人事委員会規則で定める基準又は小中学校教育職員給与条例第5条第4項に規定する人事委員会規則で定める基準において当該一般の派遣職員に係る標準となる号給数をいう。）を昇給する」に改め、同項各号を削る。

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条の改正規定は、令和2年4月1日から施行する。

## 静岡市人事委員会規則第2号

静岡市会計年度任用職員の職務の級及び号給に関する規則をここに制定する。

令和2年3月11日

静岡市人事委員会

委員長 青島伸雄

## 静岡市会計年度任用職員の職務の級及び号給に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、別に定めるもののほか、静岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年静岡市条例第3号。以下「条例」という。）第4条及び第5条の規定に基づき、職員の職務の級及び号給に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 職員 条例第4条第1項に規定するフルタイム会計年度任用職員の給料表（以下「給料表」という。）の適用を受ける者をいう。
- (2) 経験年数 職員が職員として同種の職務（任期が6月以上かつ1週間当たりの勤務時間が15時間30分以上のものに限る。以下同じ。）に在職した年数（第4条の規定によりその年数に換算された年数を含む。）をいう。

(等級別基準職務表)

第3条 条例第4条第2項に規定する等級別基準職務表に掲げる職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務で人事委員会規則で定めるものは、別表第1に定める等級別基準職務表に定めるとおりとする。

(経験年数の換算)

第4条 職員として同種の職務に在職した年数以外の年数については、別表第2に定める経験年数換算表に定めるところにより職員として同種の職務に在職した年数に換算することができる。

(新たに職員となった者の職務の級)

第5条 新たに職員となった者の職務の級は、その者の能力、経験等を考慮し、その職務に応じて決定するものとする。

(新たに職員となった者の号給)

第6条 新たに職員となった者の号給は、前条の規定により決定された職務の級のうち、別表第3に定める号給基準表（以下「号給基準表」という。）に定める号給とする。

（号給基準表の適用方法）

第7条 号給基準表は、その者に適用される給料表の別に応じ、かつ、職種欄の区分に応じて適用する。

（経験年数を有する者の号給）

第8条 新たに職員となった者のうち経験年数を有する者の号給は、第6条の規定による号給の号数に、当該経験年数の月数を12で除して得た数（1未満の端数があるときは、その端数が12分の10以上の場合にあつてはこれを切り上げた数、12分の10未満の場合にあつてはこれを切り捨てた数）を加えて得た数を号数とすることができる。この場合において、当該号数は、同条の規定による号給の号数に14を加えて得た数を超えることはできない。

（号給の訂正）

第9条 職員の号給の決定に誤りがあり、任命権者がこれを訂正しようとする場合において、あらかじめ人事委員会の承認を得たときは、その訂正を将来に向かって行うことができる。

（この規則により難い場合の措置）

第10条 特別の事情によりこの規則の規定によることができない場合又はこの規則の規定によることが著しく不相当であると認められる場合には、別に人事委員会の定めるところにより、又はあらかじめ人事委員会の承認を得て、別段の取扱いをすることができる。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

行政職給料表等級別基準職務表

職務の級	職務
1級	事務補助員、事務員、業務員、清掃員、作業員、学校司書、支援員、調査員、指導員、用務員、調理員、図書館司書補助員、検査員、発掘作業補助員、図書館司書、徴収員、運転手、推進員、相談員、警備員、プログラムコーディネーター、学芸員、障害者支援担当員、手話通訳者及び学生寮舎監の職務並びにこれらに準ずる職務
2級	高度の知識及び経験を要する要介護認定調査員、障害者支援担当員、障害支援区分認定調査員、一時保護所児童指導員及び児童相談所相談員の職務並びに消費生活相談員、手話通訳士、消費教育推進員、鳥獣対策専門員、競輪開

催時警備員、主任介護支援専門員、しずおか教師塾指導教官、学校経営支援員、生徒指導支援員、学事支援員、訪問教育相談員、教職員関係研修相談員、移住定住相談員及び産業振興支援員の職務
--

別表第2（第4条関係）

経験年数換算表

経験の種類	職員の職務との関係	換算率
平成27年4月1日以降の本市地方公務員としての在職期間	職務の種類が同種のもの	10割以下
平成27年4月1日以降の国家公務員、本市以外の地方公務員、旧公共企業体職員、政府関係機関職員若しくは外国政府職員又は民間における企業体、団体等の職員としての在職期間	直接関係あると認められるもの（事務補助員、事務員及び業務員の職務を除く。）	10割以下

別表第3（第6条関係）

(1) 行政職給料表号給基準表

職種	級及び号給
事務補助員	1級9号
事務員（ワークステーションに勤務する者に限る。）、業務員（駐車場を管理する者に限る。）、施設清掃員、発掘調査整理作業員及び学校司書（小学校及び中学校に勤務する者に限る。）	1級10号
事務員（この表の他の項に属するものを除く。）、業務員（この表の他の項に属するものを除く。）、住宅確保・就労支援員、生活保護認定調査員、世帯訪問調査員、体験学習等指導員、集落支援員、用務員、調理員（小学校、中学校及び学校給食センターに勤務する者に限る。）、地籍調査員、図書館司書補助員、計量検査員、図化作業員及び発掘作業補助員	1級13号
調理員（こども園に勤務する者に限る。）、図書館司書及び学校司書（高等学校に勤務する者に限る。）	1級14号
介護保険料徴収員、作業員（地域リハビリセンター及び斎場に勤務する者に限る。）、業務員（自然の家に勤務する者に限る。）及び運転手（この表の他の項に属するものを除く。）	1級16号

特別支援教育支援員	1級17号
用地取得交渉事務員、市営住宅滞納整理事務員、保育料滞納整理事務員及び下水道接続推進員	1級18号
事務員（東京事務所に勤務する者に限る。）	1級19号
子ども若者相談支援員（この表の他の項に属するものを除く。）、清掃員（この表の他の項に属するものを除く。）、社会教育指導員、地域相談員、適応指導教室専任指導員、発掘作業員及び道路補修作業員	1級22号
警備員（この表の他の項に属するものを除く。）、路上喫煙被害等防止指導員、特別支援教育相談員、幼児言語教室指導員、プログラムコーディネーター、年金調査員、歴史文化財発掘調査員、業務員（埋蔵文化センターに勤務する者に限る。）、障害者業務支援員、美術館学芸員及び歴史資料調査員	1級24号
青少年指導員、子ども若者相談支援員（ひきこもりに係る事務を担当する者に限る。）、事務員（自殺対策情報センターに勤務する者に限る。）、高齢者総合相談員、山林下刈り作業員、斎場運転手及び発掘臨時調査員	1級29号
診療相談員、婦人相談員及び就労支援員	1級33号
暴力等対策指導員、廃棄物適正処理指導員、市営住宅入居制限指導員及び生活保護面接相談員	1級34号
要介護認定調査員、障害者支援担当員及び障害支援区分認定調査員	1級35号
子ども若者相談支援員（教育担当者に限る。）、児童相談所相談員、一時保護所児童相談員及び家庭児童相談員・母子父子自立支援員	1級38号
手話通訳者	1級39号
業務員（斎場に勤務する者に限る。）及び霊柩自動車運転手	1級43号
学生寮舎監	1級63号
消費生活相談員、手話通訳士及び消費者教育推進員	2級3号
高度の知識及び経験を要する要介護認定調査員、障害者支援担当員及び障害支援区分認定調査員	2級5号
高度の知識及び経験を要する一時保護所児童指導員及び児童相談所相談員	2級6号
鳥獣対策専門員	2級17号
競輪開催時警備員（隊長の職務を除く。）	2級21号

主任介護支援専門員	2級23号
しずおか教師塾指導教官、学校経営支援員、生徒指導支援員、学事支援員、 訪問教育相談員及び教職員関係研修相談員	2級31号
競輪開催時警備員（隊長の職務に限る。）	2級45号
移住定住相談員及び産業振興支援員	2級55号

## (2) 医療職給料表（1）号給基準表

職種	級及び号給
医師	1級1号
歯科医師	1級1号

## (3) 医療職給料表（2）号給基準表

職種	級及び号給
調理栄養士	1級7号
栄養士及び歯科衛生士	1級8号
獣医師、薬剤師及び理学療法士	1級23号

## (4) 医療職給料表（3）号給基準表

職種	級及び号給
保健師（保健福祉センター窓口で勤務する者に限る。）及び看護師（こども 園課及び井川診療所に勤務する者に限る。）	1級3号
看護師（こども園課及び井川診療所に勤務する者を除く。）、看護教員及び 小中学校看護師	1級10号
保健師（保健福祉センター窓口で勤務する者を除く。）及び助産師	1級15号

## (5) 保育教諭給料表号給基準表

職種	級及び号給
保育士	1級7号
保育教諭	1級11号

## (6) 高等学校教育職給料表号給基準表

職種	級及び号給
講師	1級9号

## (7) 小学校中学校教育職給料表号給基準表

職種	級及び号給



講師	1級5号
----	------

# 教育委員会規則

## 静岡市教育委員会規則第1号

静岡市教育センター処務規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和2年3月12日

静岡市教育委員会

教育長 池谷 眞樹

## 静岡市教育センター処務規則の一部を改正する規則

静岡市教育センター処務規則（平成17年静岡市教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「掲げる係」の次に「及び室」を、「係長を」の次に「、室に室長を」を加え、

「研修係」を「<sup>研修係</sup>学校図書館支援室」に改め、同条第4項中「係長」の次に「、室長」を加える。

第3条第2項中「及び係長」を「、係長及び室長」に改める。

## 附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

## 静岡市教育委員会規則第2号

静岡市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和2年3月12日

静岡市教育委員会

教育長 池谷 眞樹

## 静岡市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則

静岡市教育委員会事務局事務分掌規則（平成17年静岡市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第6条第4項を同条第5項とし、同条第3項中「理事」を「教育調整監、理事」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「理事」を「教育調整監、理事」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 前項に掲げるもののほか、教育政策について専門的な助言を行い、及び調整を図るため教育委員会が必要があると認めるときは、教育局に教育調整監を置くことができる。

## 附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

# 上下水道局管理規程

静岡市上下水道局管理規程第1号

静岡市企業職員の管理職手当に関する規程の一部を改正する規程をここに制定する。

令和2年3月11日

静岡市公営企業管理者 大石清仁

静岡市企業職員の管理職手当に関する規程の一部を改正する規程

静岡市企業職員の管理職手当に関する規程（平成15年静岡市企業局管理規程第18号）の一部を次のように改正する。

附則第2項を削り、附則第1項の見出し及び項番号を削る。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

## 静岡市上下水道局管理規程第2号

静岡市上下水道局事務分掌規程の一部を改正する規程をここに制定する。

令和2年3月13日

静岡市公営企業管理者 大石清仁

静岡市上下水道局事務分掌規程の一部を改正する規程

静岡市上下水道局事務分掌規程（平成15年静岡市企業局管理規程第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号の表を次のように改める。

課又は事務所名	係又は場名
経営企画課	経営戦略推進係 経理係
水道総務課	総務係 広報・危機管理係
お客様サービス課	管理係 料金係 検針係 債権管理係 給水装置係 量水器係
水道基盤整備課	管路更新係 施設計画係 施設整備係
水道管路課	管理係 維持係 葵建設係 駿河建設係
水道施設課	管理係 葵北施設係 与一配水場 南安倍配水場 清水谷津浄水場 (与一配水場及び南安倍配水場には施設係を、清水谷津浄水場には谷津浄水場施設係及び蒲原・由比施設係を置く。)
水質管理課	水質第1係 水質第2係
水道事務所	営業係 給水装置係 維持係 建設係

第3条水道総務課の所掌事務の前に次のように加える。

経営企画課

- (1) 水道に係る政策の企画及び総合調整に関すること。
- (2) 水道事業の総合計画の策定及び進行管理に関すること。
- (3) 水道事業に係る経営分析及び評価に関すること。
- (4) 上下水道事業経営協議会に関すること。
- (5) 水道事業計画（実施計画を除く。）の策定に関すること。
- (6) 水道事業に係る行財政改革に関すること。
- (7) 水道事業に係る予算、決算、企業債及び財政計画に関すること。

- (8) 水道事業に係る施設又は設備の維持更新計画及びこれに基づく資産管理の推進に関する  
こと。
- (9) 水道事業に係る財務及び経理に関すること。
- (10) 貯蔵品の検査に関すること。
- (11) 貯蔵品の購入、出納及び保管に関すること。
- (12) 公金取扱金融機関に関すること。
- (13) 水道料金の調査、分析及び改定に関すること。
- (14) 水道事業資産の取得、管理及び処分に係る固定資産台帳の処理に関すること。
- (15) 物品（車両を除く。）の売払いに関すること。

第3条水道総務課の所掌事務（1）中「防災の総合調整」を「防災計画の総括」に改め、同所掌事務（7）中「関すること」の次に「（経営企画課の所管に属するものを除く。）」を加え、同所掌事務中（11）から（19）までを削り、（20）を（11）とし、（21）から（23）までを（12）から（14）までとし、（14）の次に次のように加える。

- (15) 水道事業に係る広報及び広聴に関すること。

第3条水道総務課の所掌事務中（24）を削り、（25）を（16）とし、（26）を（17）とし、（17）の次に次のように加える。

- (18) 工事の請負契約に関すること。
- (19) 建設業関連業務の委託契約に関すること。
- (20) 物品の購入、修理及び加工に関すること（他の課かいの所管に属するものを除く。）。
- (21) 共用車両の処分に関すること。
- (22) 指定給水装置工事事業者の指定等に関すること。
- (23) 公益社団法人日本水道協会に関すること。
- (24) 局内の連絡調整及び取りまとめに関すること。
- (25) 他の執行機関との連絡調整に関すること。

第3条水道総務課の所掌事務中（27）を（26）とする。

第3条水道企画課の所掌事務を削る。

第3条中営業課の所掌事務をお客様サービス課の所掌事務とし、同所掌事務（10）中「及び第5号から第8号まで」を「、第5号から第8号まで及び第10号から第14号まで」に改め、同（10）を同所掌事務（16）とし、同所掌事務（9）の次に次のように加える。

- (10) 給水装置工事の設計審査及び工事検査に関すること。
- (11) 指定給水装置工事事業者の技術指導及び工事監督に関すること。



- (12) 給水台帳の整備保管に関する事。
- (13) 貯水槽水道の指導及び台帳整理に関する事。
- (14) 建築確認申請における中高層建築物の給水計画の確認に関する事。
- (15) 水道メーター等の取付け、取替え及び取外しに関する事。

第3条給水装置課の所掌事務を次のように改める。

水道基盤整備課

- (1) 別表に定める区域（以下「別表区域」という。）以外の水道施設（水道管路を除く。以下同じ。）及び水道管路（水道事業計画に基づく導水施設及び送水施設に限る。次号において同じ。）の調査、設計及び施工に関する事。
- (2) 別表区域以外の水道施設及び水道管路に係る用地の取得に関する事。
- (3) 水道事業計画の実施計画（別表区域以外の水道施設及び水道管路に限る。）に関する事。
- (4) 水道マッピングシステムに関する事。

第3条水道管路課の所掌事務（1）中「水道管路（別表に定める区域（以下「別表区域」という。）の水道管路）」を「別表区域以外の水道管路（水道事業計画に基づく導水施設及び送水施設）」に改め、「第4号及び第9号」を削り、同所掌事務（2）中「水道管路」を「別表区域以外の水道管路」に改め、同所掌事務（3）を削り、同所掌事務（4）中「水道管路」を「別表区域以外の水道管路」に改め、同所掌事務中（4）を（3）とし、（5）から（8）までを（4）から（7）までとし、同所掌事務（9）を削り、同所掌事務（10）中「第3号及び第8号」を「第7号」に改め、同（10）を同所掌事務（8）とする。

第3条水道施設課の所掌事務（1）中「（別表区域以外の水道管路を除く。以下同じ。）」を「及び別表区域の水道管路」に改め、同所掌事務（2）及び（3）中「水道施設」を「別表区域の水道施設及び水道管路」に改め、同所掌事務（4）中「に基づく水道施設の工事（実施計画の策定を含む）」を「の実施計画（別表区域の水道施設及び水道管路に限る）」に改め、同所掌事務（5）を削り、同所掌事務（6）中「に関する事」を「に係る給水に関する事（予算の執行に関する事を除く。）」に改め、同（6）を同所掌事務（5）とし、同（5）の次に次のように加える。

- (6) 簡易水道事業に係る簡易水道施設の整備改良及び維持管理に関する事（予算の執行に関する事を除く。）。)

第3条水道事務所の所掌事務（11）中「水道管路」の次に「（水道事業計画に基づく導水施設及び送水施設を除く。次号において同じ。）」を加え、同所掌事務（17）を削る。

第7条第2号中「人事並びに予算及び決算のとりまとめ」を「の組織及び人事のとりまとめ」

に改める。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

# 消防本部訓令

## 静岡市消防本部訓令第1号

各消防署

静岡市消防署の組織等に関する規程（平成15年静岡市消防本部訓令第5号）の一部を次のように改正する。

令和2年3月13日

静岡市消防長 村田吉伸

第2条第1項の表中「救急第2係」の次に「及び日勤救急係（清水消防署に限る。）」を加える。

第3条第1項中救急第1係及び救急第2係の所掌事務を救急第1係、救急第2係及び日勤救急係の所掌事務とする。

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

## 農業委員会告示

静岡市農業委員会告示第4号

静岡市農業委員会規程（平成15年静岡市農業委員会告示第1号）の一部を次のように改正する。

令和2年3月13日

静岡市農業委員会会長 西ヶ谷 量太郎

第5条第2項中「農政係」を「農政係  
農地利用最適化推進係」に改める。

第7条の表中

「

事務局次長補佐		を
副参事		

」

「

事務局次長補佐		に
---------	--	---

」

改める。

第9条第1項から第3項までの規定中「、副参事」を削る。

第12条第2項中「次項」を「事項」に改め、同項第4号中「第3条の3第1項、第4条第1項第7号及び第5条第1項第6号」を「第3条の3、第4条第1項第8号及び第5条第1項第7号」に改める。

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。